

消費者トラブル情報 借金をさせる副業や投資の勧誘にご注意！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、副業や投資の勧誘を行い、消費者金融での借金やクレジットカードによる借金をさせて、高額なサポート契約を結ばせるといふ悪質な手口に関する相談が、20代の若い世代を中心に多く寄せられています。知識や経験の乏しい若い世代を狙って、消費者金融でお金を借りられるように職業や年収等を偽って申告するよう指南するきわめて悪質なケースも見られます。また、スマートフォンやパソコンに遠隔操作アプリをインストールさせられ、事業者者に画面を共有された状態で誘導されて、借金をさせられたケースもあります。

▼事例

・SNSの広告を見て「簡単に稼げる」と書かれた副業の無料会員登録をしたところ、高額なサポート契約が必要と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融に嘘の年収を申告するように指南されて借金をし、支払ってしまった。全く稼げないので解約したい。

・FX投資で稼ぐための高額なサポート契約を勧誘され、スマートフォン

の遠隔操作アプリで事業者に誘導されるがまま、消費者金融から借金して支払ってしまった。返金してほしい。

簡単に稼げるよううまい話はありません。「簡単に稼げる」、「儲かる」、「借金してもすぐに元が取れる」などと強調する広告を鵜呑みにしないようにしましょう。

・広告にはなかった高額なサポート契約を勧誘されるケースが多いので注意しましょう。

・借金をしてまで契約すべきものか、よく考えましょう。特に、貸金業者に年収や職業等を偽って借金をすることは絶対にやめましょう。

事業者に指示されても、遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。

・遠隔操作等で貸金業者のサイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど、悪用されないための対策を取りましょう。

・不審に思った場合、トラブルにあった場合は、消費生活相談窓口に早めに相談しましょう。

▼問合せ 県消費生活総合センター

☎ 052・962・0999

消費者ホットライン

☎ (局番なし) 188

愛知県消費生活モニター募集

県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進に御協力いただける方を募集します。

▼モニターの主な活動

- ①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法などの観察・県への情報提供(年2回程度)
- ②地域・周囲など身近な方への消費生活に関する情報の提供
- ③消費生活に関するアンケートへの回答(年1回)
- ④研修会(年1回の予定)への出席(交通費は自己負担)など。



▼応募条件

県内にお住まいの満18歳以上の方

▼任期

県が依頼した日から令和7年3月31日まで

▼謝礼

年額1500円以内(予定)

▼募集期間

1月11日(木)から2月26日(月)まで
(消印有効)

▼応募方法

市区役所、町村役場、各県民事務所等の広報コーナーで配布する所定の応募用紙(1月11日配布開始予定)に必要事項を御記入の上、お申し込みください。応募は県ウェブページからも受け付けます。

▼申込み・問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 ☎ 052・954・6163
FAX 052・972・6001

▼ウェブページ



愛知県特定最低賃金が改定

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されていますが、愛知県では12月16日から2業種の改定が行われました。

・製鉄業 最低賃金額(1時間)

1059円

・輸送用機械器具製造業(1時間)

1028円

(参考)

・愛知県最低賃金(1時間)1027円

▼問合せ

愛知労働局労働基準部賃金課
☎ 052・972・0257